

財団法人日本ハンドボール協会 役員の報酬、退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会の理事及び監事（以下役員という）の報酬及び退職金について定めるものである。

(報酬)

第2条 役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬は理事会の議決を経て会長が定める。

(適応)

第3条 第2条にかかわらず当分の間、役員に対しての報酬、及び退職金の支払いは行わない。

2. 役員に対して、報酬、及び退職金の支払を行う場合は、支給基準、支給方法など、詳細を定めた規程を理事会で議決した上で支払うものとする。

附則

1. この規程は平成17年4月1日から施行する。